

電子申請で掛金納付をもっと便利に！

電子申請方式の

8つのメリット

1

金融機関窓口で共済証紙を購入する必要はありません！

社内のPCから建退共の電子申請専用サイト(専用サイト)にログインの上、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を購入できます。 ※1

2

共済手帳への証紙貼付・消印や下請への現物交付が不要です！

自社及び下請労働者の就労日数を専用サイトに登録することで、事前に購入した退職金ポイントから掛金が充当されます。

専用サイト上で全て(自社・下請)の掛金納付が可能です！ ※2

3

共済証紙受払簿の作成や在庫管理が不要です！

専用サイトで退職金ポイント購入額や掛金充当額が自動管理され、社内のPCで確認できます。

4

共済手帳の新規申込がオンラインで申請できます！

共済手帳の新規申込を専用サイトで申請することができます。

その他共済手帳や共済契約者証の紛失による再交付も申請可能です。

今後、オンライン申請ができる手続きを拡充する予定です。

5

加入・履行証明願の作成が負担軽減されます！

専用サイトから「建設業退職金共済掛金納付・充当状況証明書」をダウンロードすることにより決算期間内の掛金納付状況が確認できます。「加入・履行証明願」への転記が可能です。

6

公共工事における工事関係書類の電子化に対応しています！

国土交通省から各地方整備局等への通達により、建退共の掛金収納書も電子化に対応しています。 ※3

7

発注機関等への提出・提示書類が軽減されます！

発注機関等による建退共制度の履行確認時において、共済証紙にかかる様式等の提出・提示が不要です。(工事別共済証紙受払簿・共済証紙貼付状況報告書等)

8

公共工事における各種書類の保存に便利です！

公共工事における書類は、掛金充当状況の確認のため、工事完成後1年間保存することとされています。電子データでの保存が可能のため、ペーパーレス化が図れます。



※1 退職金ポイントは  または口座振替で購入できます。お手元の共済証紙は退職金ポイントに交換できます。

※2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績データは「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。



CCUS の就業履歴を活用することによりさらに効率化が図れます。

※3 国技建管第26号「工事関係書類の標準様式」の改定について(令和3年3月31日付)

電子申請専用サイトの
お試し体験ができます！

建退共電子申請専用サイト体験版はこちら



電子申請方式について

電子申請方式全般の詳細はこちら



電子申請方式システム操作方法についてのお問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL.0120-006-175

受付は土・日・祝日を除く平日9:00~17:00 (2023.08.50,000)